

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から19年7月10日まで

私は、A社で経理事務を担当していたが、従業員から預かった社会保険料の額と社会保険事務所（当時）に納付する社会保険料の額が合わないことに気づき、給与計算を担当していた社長の妻に確認したところ、社会保険事務所と相談して標準報酬月額を低く届け出ることにしたと聞いた。しかし、会社から多く控除されていた保険料の返還もなかったため、申立期間について標準報酬月額を本来の給与に見合う報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し、B市が保管する申立人に係る16年分から18年分までの給与支払報告書の写し及び申立人が提出した申立期間の給与台帳の写しから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているが、元取締役は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしている上、所得税源泉徴収簿の写し、給与支払報告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわた

り一致していないことから、事業主は、所得税源泉徴収簿の写し、給与支払報告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 11 月 6 日まで
② 昭和 42 年 4 月 2 日から 44 年 4 月 21 日まで

申立期間①及び②について、私は、A事業所で勤務し、国（厚生労働省）の記録では、当該期間に係る脱退手当金を受け取ったことになっている。しかし、会社を退職した時には、退職金、積立金などを受け取ったが、その後は金銭を受け取ったことはないので、脱退手当金が支給されたとする申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金裁定請求書（以下「請求書」という。）等の関連書類が年金事務所に保管されており、当該請求書等により、申立期間①に係る脱退手当金は代理請求、申立期間②に係る脱退手当金は代理請求及び代理受領がそれぞれなされていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、請求書の提出日及び受付日並びに支給決定日が同日である 14 人（申立人を含む。）の被保険者が確認できるところ、これらの被保険者の申立期間①の事業所における資格喪失日から請求書の提出日までの期間は 1 か月から 38 か月と区々である上、申立人は、申立期間①の事業所での被保険者資格を喪失した約 2 か月後の昭和 41 年 1 月 21 日に他の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、請求書の質問事項の「現在、厚生年金保険又は船員保険の被保険者ですか」との問いに、「被保険者ではない」に○印がつけられているなど、申立期間①に係る脱退手当金は、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったものとは考え難い。

また、申立期間②について、前述の申立期間①と同様、請求書の提出日及び受付日並びに支給決定日が同日である14人（申立人を含む。）の被保険者が確認できるところ、これらの被保険者の申立期間②の事業所における資格喪失日から請求書の提出日までの期間は8か月から53か月と区々である上、請求書には、14人全ての請求書の余白部分に代理受領を委任する旨のゴム印が押されているのみで、代理受領の際には添付することとされている委任状が添付されていないことが確認できることを踏まえると、申立期間②に係る脱退手当金は、事業主又は代理人が申立人の委任を受けて代理請求及び代理受領を行ったものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 28 日から 41 年 1 月 9 日まで

私は、昭和 37 年 11 月 28 日から 41 年 1 月 9 日まで、B にあった A 事業所で勤務していたが、この間の年金記録について、脱退手当金を受給したことになっている。支給されたとする給付額は当時によると大きな額なので支給があれば覚えているはずだが、私は受給した覚えが無いので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所で勤務していた申立期間に係る脱退手当金は受給していないと主張しているが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の欄に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できる。

また、A 事業所に係る上述の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（昭和 41 年 1 月 9 日）の前後 2 年以内に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した女性 35 人及び申立人から名前の挙がった同僚 2 人を調査したところ、16 人に脱退手当金の支給記録が確認できる。このうち、連絡の取れた 6 人に照会したところ、1 人の同僚は「退職する前に A 事業所の担当者が、『厚生年金の脱退手当金をもらいますか。』と受給について希望を聞かれた。」と回答しており、申立人から名前の挙がった 2 人のうちの 1 人の同僚は、「事業所から現金が送られてきたので、同事業所に照会したところ、『C には年金制度が無いので、A 事業所で加入していた厚生年金の保険料に相当する分のお金です。』と言っていた。」と述べている。

さらに、申立人と同郷と思われる者で、申立人に脱退手当金が支給されたとする昭和 41 年 4 月に近い時期が同手当金の支給決定日となっている者 3 人に聴取したところ、1 人の同僚は、「現金で給与と一緒に脱退手当金を受け取ったと思う。また、事業所から、C にはまだ年金制度が無いので、脱退手当金を支給する旨の説明を受けた。」と述べており、A 事業所から脱退手

当金の受給権者に対して同手当金が支給されていたことをうかがわせる事情が見受けられる。

加えて、申立人に係る脱退手当金の支給額と法定支給額は一致している上、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 41 年 1 月 9 日から約 3 か月後の同年 4 月 28 日に支給決定されているなど、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

このほか、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 11 日から 51 年 7 月 10 日まで
私は前職を退職してすぐにA社に入社したので、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 50 年 12 月 11 日付けとなるはずであるが、年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、51 年 7 月 10 日から 53 年 3 月 6 日までの期間しか同社での加入記録が無いとの回答を受けたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月 9 日に前職を辞めた後すぐにA社に入社したと主張しており、申立人が保管する年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録」欄には同社名のゴム印が押印され、被保険者となった日には同社が記入したとみられる同年 12 月 11 日の日付が確認できる。

しかしながら、申立人は、A社に入社したとする申立期間当時の雇用形態について、正社員であったか臨時社員であったかについては不明であるとしているところ、申立期間当時の同僚で、現在同社の役員である者は、「申立人が当社に勤務していたことは覚えているが、申立期間においても勤務し、厚生年金保険に加入していたか否かについては定かでない。申立人が昭和 50 年 12 月から当社に勤務していたというのであれば、入社してしばらくは厚生年金保険に加入義務のないアルバイトとして勤務していたのではないかと思う。また、当時の社会保険等を担当していた者はすでに高齢で当時のことについて記憶が定かでないため、確認することはできない。」と述べており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について、具体的な証言は得られなかった。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 51 年 7 月 10 日とされてお

り、この記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時の申立人に係る雇用保険の加入記録は見当たらないほか、厚生年金保険被保険者原票により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年12月1日から申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した51年7月10日までにおいて同社における厚生年金保険被保険者資格の取得状況を調査したところ、被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 6 月 1 日まで
② 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 5 月 19 日まで

私は、A社に平成 7 年 4 月から勤務し、12 年 5 月 19 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまでの間、同社から 30 万円以上の給与が支払われていたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②における標準報酬月額が当時受け取っていた給与額と比べて低いものとなっているので、標準報酬月額を給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、平成 7 年 4 月 1 日の被保険者資格取得時は 15 万円、同年 10 月の定時決定では 9 万 8,000 円と記録されているところ、申立人、事業主及び当時の経理担当者の証言によれば、申立人は申立期間①より前の期間においては、A社の内装工事を下請けする大工の棟梁であったが、申立期間①当時には、同社の現場監督としても雇用されたことから、下請けとしての内装工事の報酬とは別に同社の社員である現場監督の報酬として事業主は申立人に 10 万円を支払っていたとしている。

一方、事業主及び当時の経理担当者によれば、A社の業務量が増えてきたとする平成 9 年には、申立人は自身の大工業を甥に譲り、同社の工事部長に専念することになったので、それまでのように下請けの大工業の報酬と現場監督の報酬とに分けずに、工事部長として大工の棟梁並みの 30 万円強の報酬を申立人に支払うようになったとしている。

このことについて、事業主が保管する申立人に係る平成 9 年の賃金台帳によれば、同年 1 月分の給与支給総額は 10 万円であり、翌月の同年 2 月分から給与支給総額が 33 万円に増額され、これが継続したことから標準報酬月額の随時改訂が行われ、同年 6 月から標準報酬月額は 34 万円となり、厚生

年金保険料も9年1月から同年5月までは9万8,000円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されているとともに、同年6月から同年12月までは34万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成7年4月から8年12月までにおける報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については、当時の賃金台帳が保管されていないため確認することはできない。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、いずれの月も9万8,000円と記録されているところ、事業主が保管する賃金台帳（平成11年1月から12年6月まで）によれば、申立期間②のうち、11年1月から12年5月において、申立人の給与支給総額は10万円であることが確認できる上、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立人、事業主及び当時の経理担当者によれば、平成10年度頃からA社の業績は悪化していたとしており、オンライン記録により、同年度以降に同社で加入記録のある申立人を含む厚生年金保険被保険者3人の標準報酬月額を見ると、申立人は同年7月から、事業主の夫は同年8月から、事業主は11年11月から申立人と同様9万8,000円となっていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、同社は、厚生年金保険の適用事業所となった平成7年当時から保険料の滞納があり、10年度以降は保険料が完納されていないことが確認できることから、前述の証言のとおり、申立期間②において同社の業績が悪化していたことが推認される。

加えて、申立期間②のうち、平成10年7月から同年12月までにおける報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については、当時の賃金台帳が保管されていないため確認することはできない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
年金事務所の A 社に勤務していた時の標準報酬月額の記録によれば、昭和 56 年 9 月までは 8 万 6,000 円であった私の標準報酬月額が申立期間には 6 万円に下がっているが、申立期間の給与は 10 万円前後ではあったと記憶しているので、申立期間について、標準報酬月額の記録を給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額より高い給与をもらっていたと主張しているが、A 社が保管する昭和 56 年の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額定時決定通知書によれば、同年 10 月の定時決定では、同年 5 月から同年 7 月までの月を算定対象月として標準報酬月額を決定するところ、申立人については、同年 5 月及び同年 6 月の支払基礎日数が 8 日、同年 7 月は 20 日となっており、算定基礎日数を満たす月が同年 7 月の 1 か月となることから同年 7 月の給与の報酬月額に基づき申立期間の標準報酬月額が決定されていることが確認でき、事務処理上不自然な点は見受けられない上、当該標準報酬月額の記録は、被保険者原票の記録及びオンライン記録とも一致している。

また、当該事業所の当時の事業主及び社会保険事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、育児のためよく休んでおり、出勤時間や退勤時間もまちまちであった。」と述べている。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時の自身の標準報酬月額は、給与に見合った額である旨回答している。

このほか、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。